

伊万里港福島地区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭63. 12. 13 公示)
(平22. 3. 2 変更)

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
伊万里港 福島地区	九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム	長崎県松浦市福島町 塩浜免	

2 船用品及び携帯品の積卸場所並びに船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
伊万里港 福島地区	(1) 九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム (2) 九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム北側主接岸ドルフィン (3) 九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム南側主接岸ドルフィン (4) 九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム北側副接岸ドルフィン (5) 九州液化瓦斯福島基地ワーキングプラットホーム南側副接岸ドルフィン	長崎県松浦市福島町 塩浜免 〃 〃 〃 〃	ただし、当該岸壁に接岸した船舶に、その接岸場所から直接積卸、または交通する場合に限る。